

祇園四条地区におけるホテル又は旅館に係る認定基準

- 1 市長が祇園四条A地区における良質なにぎわいのある市街地の形成及び良質な宿泊環境の確保に支障がないと認めるホテル又は旅館は、次のいずれにも該当すると認められるものとする。

(定員が1人の客室の面積)

- (1) 一の客室の定員が1人の場合にあつては、当該客室の床面積が9平方メートル以上であること。

(定員が2人の客室の面積)

- (2) 一の客室の定員が2人の場合にあつては、当該客室の床面積が13平方メートル以上であること。

(定員が3人以上の客室の面積)

- (3) 一の客室の定員が3人以上の場合にあつては、当該客室の床面積が5.5平方メートルに当該定員から1人を減じて得た数値を乗じ、9平方メートルを加えて得た数値以上であること。

(ホテル又は旅館の位置)

- (4) 当該建築物及びこれに付属するものの直接地上へ通ずる出入口のある階におけるホテル又は旅館の部分（飲食又は物品販売の用に供する部分及び専ら通路の用に供する部分を除く。）が、四条通（当該建築物の敷地が接する部分に限る。以下この号において同じ。）に面していないこと。ただし、当該ホテル又は旅館の四条通に面する部分から四条通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上の場合は、この限りでない。

(浴室の位置)

- (5) 浴室の部分が四条通に面していないこと。ただし、採光のための窓その他これに類する開口部（開口部と同等に採光が可能となる外壁を含む。）を四条通に面して設けない場合はこの限りでない。
- (6) 当該建築物並びにこれに付属するものの屋上及び四条通に面するバルコニーその他それに類する部分を浴場及び脱衣場の用に供しないこと。

- 2 市長が祇園四条B地区における良質なにぎわいのある市街地の形成に支障がないと認めるホテル又は旅館は、次のいずれにも該当すると認められるものとする。

(ホテル又は旅館の位置)

- (1) 当該建築物及びこれに付属するものの直接地上へ通ずる出入口のある階におけるホテル又は旅館の部分（飲食又は物品販売の用に供する部分及び専ら通路の用に供する部分を除く。）が、四条通（当該建築物の敷地が接する部分に限る。以下この号において同じ。）に面していないこと。ただし、当該ホテル又は旅館の四条通に面する部分から四条通の境界線までの水平距離のうち最小のものが20メートル以上の場合は、この限りでない。

(浴室の位置)

- (2) 浴室の部分が四条通に面していないこと。ただし、採光のための窓その他これに類する開口部（開口部と同等に採光が可能となる外壁を含む。）を四条通に面して設けない場合はこの限りでない。
- (3) 当該建築物並びにこれに付属するものの屋上及び四条通に面するバルコニーその他それに類する部分を浴場及び脱衣場の用に供しないこと。

備考

- 1 「飲食又は物品販売の用に供する部分」とは、主として飲食又は物品販売の用に供し、かつ、ロビー等の他の部分と明確に区分されている部分をいい、当該飲食又は物品販売のための厨房、バックヤード等の用に供する部分を含む。
- 2 「通路の用に供する部分」とは、専ら通行の用に供する部分をいい、風除室、階段室、昇降機の用に供する部分を含む。
- 3 「浴場」とは、浴槽等入浴設備を有する場所をいう。
- 4 「脱衣場」とは、浴室に付属し、入浴者が衣類の着脱を行う場所をいう。